

## 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（案）の概要

### 1 制定理由

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、地方公共団体がそれぞれ整備していた個人情報保護制度は、個人情報保護法による全国的な共通ルールにより規定されることとなりました。（令和5年4月1日適用）
- 大阪広域水道企業団議会在が保有する個人情報については、現在、「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」で保護しておりますが、法改正により、議会は基本的に改正法の適用から除外されることとなります。
- 今回の制度見直しの検討を行った内閣官房タスクフォースの最終報告書において、議会については、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望ましいとの見解が示されていることから、企業団議会としても、法改正の機をとらえ、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものです。

### 2 条例案の考え方

- 個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法に沿った形で規定する。
- 手数料など独自に規定する事項や、開示決定等の期限など執行機関と整合を図る必要のある事項については、施行条例と同様の規定とする。
- 「大阪広域水道企業団議会在が保有する個人情報」としては、議会事務局職員が職務上作成または取得した情報であって組織的に利用するものを対象とする（議員が作成、取得した個人情報は対象外）。
- 個人情報の適正な取扱いの担保を図るため、職員等が、正当な理由なく個人情報の提供、盗用等を行った際の罰則を設ける。

### 3 施行時期

令和5年4月1日（改正法の施行日と同日）

### 4 条例案の内容

別表のとおり

項 目	内 容
名 称	大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例
目 的 (第 1 条)	大阪広域水道企業団議会における個人情報取扱事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを、条例の目的として規定します。
定 義 (第 2 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」等の用語について、法と同様に規定します。</li> <li>・「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとしします。</li> </ul>
議会の責務 (第 3 条)	個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じることを規定します。
個人情報等の取扱い (第 4 条－第 17 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の条例に基づく個人情報取扱事務登録簿の作成を継続するため、執行機関の条例と同様の内容を規定します。</li> <li>・個人情報の保有、利用目的の明示、適正な取得、安全管理措置、利用及び提供の制限等について、法と同様の内容を規定します。</li> </ul>
個人情報ファイル (第 18 条)	個人情報ファイル簿の作成及び公表等について定めます。個人情報ファイル簿の作成及び公表について、法の規定に沿った内容を規定します。
開示、訂正及び利用停止 (第 19 条－第 44 条)	自己情報の開示・訂正・利用停止請求について、法の規定に沿って、何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求手続について、執行機関と同様の手続とする内容の規定をおきます。
是正の申出 (第 45 条－第 47 条)	自己情報の取扱いが違法・不適正と思料する場合の「是正の申出」を継続するため、執行機関の条例と同様の内容を規定します。
審査請求 (第 48 条－第 57 条)	審査請求手続について、所要の規定を置くとともに、開示決定等について審査請求があった場合は大阪広域水道企業団情報公開・個人情報審議会に諮問することとします。
雑 則 (第 58 条－第 64 条)	法に準じて、専門的な知見に基づく意見を聴くための審議会への諮問その他の取扱いを定めます。
罰 則 (第 65 条－第 69 条)	職員等が、正当な理由なく個人情報の提供、盗用等を行った際の罰則を定めます。なお、不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者の過料は、法の規定では 10 万円以下とされていますが、地方自治法の規定により、法令に特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が 5 万円となっていることから 5 万円以下とします。